千葉市老人性白内障特殊眼鏡等費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人性白内障の治療のために水晶体の摘出手術(以下「手術」という。)を受けた高齢者に対し、特殊眼鏡又はコンタクトレンズ(以下「特殊眼鏡等」という。)に係る費用の全部又は一部を助成することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 特殊眼鏡

病状等により手術後人工水晶体を挿入できない者が使用する眼鏡のうち、医師が必要と認めるものをいう。

(2) コンタクトレンズ

病状等により手術後人工水晶体を挿入できない者が使用するコンタクトレンズのうち、医師が必要と認めるものをいう。

(対象者)

- 第3条 この要綱により特殊眼鏡等に係る費用の助成(以下「助成」という。)を 受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に該当する者と する。
 - (1) 本市に住所を有する65歳以上の者(手術を受けた日においても本市に 住所を有する者に限る。)。
 - (2) 法令等により、特殊眼鏡等の給付又は費用の支給を受けることができな

い者。

2 前項の規定にかかわらず、前年(手術を受けた日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)の所得(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお効力を有するとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第79条の2第5項の規定において準用する同法第66条第1項及び第2項に規定する所得をいう。)が、同法第66条第1項又は第2項の規定により老齢福祉年金の全部が支給停止となる額である場合においては、対象者としない。

(助成の範囲)

- 第4条 助成は、特殊眼鏡等に係る費用について、次の各号に掲げる額を限度として行うものとする。この場合において、助成は手術1回につきいずれか1つに限るものとする。
 - (1) 特殊眼鏡 1対につき 42,000円
 - (2) コンタクトレンズ 1眼につき 30,000円

(助成の申請)

- 第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、千葉市老人性白 内障特殊眼鏡等費用助成申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付 して市長に申請しなければならない。
 - (1) 医療機関の証明書(様式第2号)
 - (2) 特殊眼鏡等の費用に係る領収書
- 2 前項の申請は、手術をした日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に 行わなければならない。

(助成の決定及び却下)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合には、その内容を審査 し、助成の可否を決定したときは、千葉市老人性白内障特殊眼鏡等費用助成可否 決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成の方法)

第7条 助成は、助成額を対象者に支給することによって行うものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、既に 助成した額の全部又は一部を返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成3年5月1日から施行し、平成3年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市老人性白内障補助眼鏡等費用助成要綱の規定 は、平成4年4月1日以後に手術を受けた者に対する助成について適用し、同日 前に手術を受けた者に対する助成については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市老人性白内障補助眼鏡等費用助成要綱の規定 は、平成6年4月1日以後に手術を受けた者に対する助成について適用し、同日 前に手術を受けた者に対する助成については、なお従前の例による。

3 様式第1号中「氏名 印」を「氏名」に改める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙 は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市老人性白内障補助眼鏡等費用助成要綱の規定 は、平成23年4月1日以後に手術を受けた者に対する助成について適用し、同 日前に手術を受けた者に対する助成については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市老人性白内障特殊眼鏡等費用助成要綱の規定は、平成28年4月1日以後に手術を受けた者に対する助成について適用し、同 日前に手術を受けた者に対する助成については、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。